『業務系センタハードウェア更改及び保守業務』調達仕様書（案）に対するご意見または修正案について

令和2年9月10日

独立行政法人　勤労者退職金共済機構　システム管理部　システム運用課

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書（案）の記載内容（概要でも構いません）	意見、修正案、質問等	意見等の提出理由	意見の種類	採用の可否	機構回答
	該当物	ページ	章	項番						
1	調達仕様書（案）本文	1	2.3	(2)	2年間は保守延長が可能であること。	製品によって、保守可能な期間が決まっており、UNIXサーバなどの中心的な製品も含め、構築期間(1年)＋保守期間(5年)＋保守延長期間(2年)＝8年間保守可能な製品だけを選定することは難しいと考えております。 また、8年間の保守が難しい場合、同等の製品を買いなおすことも考えられますが、応札時にこの金額を応札金額に含めることは、応札金額の高騰を招くことになると考えております。 可能な限り、保守期間の長い製品を選定するものの、保守延長が決定した場合に、買いなおしが必要となる製品の費用も含め、費用については別途協議するという理解でよろしいでしょうか。	導入する製品に求められる要件を明確にするため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
2	調達仕様書（案）本文	4	2.7	－	これらの調達により、今後システム構成や作業内容等に変更が生じた場合も、速やかに対応すること。またこれらの調達を留意した上で応札すること。	他調達によるシステム構成や作業内容の変更については、現時点で想定できないため、対応に係る費用については、作業内容が具体化された後に、都度調整になるという認識でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確にするため。	要確認	—	ご認識のとおりです。 対応に係る作業が本受託業務の保守の範囲内である場合は、費用は発生いたしませんのでご留意ください。
3	調達仕様書（案）本文	6	3.4	－	また、記載がないものについて、機構が求めた場合は適宜対応すること。	作成する納品物によって、作業に必要となる期間、工数が異なります。 適宜対応を行うのは、調達仕様書に記載されている納品物を作成する過程で作成された中間成果物であるという認識でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確にするため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
4	調達仕様書（案）本文	8	4.1	(4)	(4) 受託事業者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・検収実績等）・実績等について、機構から求められた場合は速やかに情報提供を行うこと。	本業務を実施する上で必要となる資格については、「13.2　作業体制」に記載されている認識でよろしいでしょうか。	必要な体制について明確にするため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
5	調達仕様書（案）本文	8	4.1	(6)	(6) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、機構へ報告すること。また、機構が求めた場合、指示に基づき自己点検を実施し、報告をすること。	「情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、機構へ報告すること。」とありますが、報告の頻度、具体的な内容、報告の方法（対面、紙面）について、具体的にお示しいただきますよう、お願いいたします。	作業内容を明確にするため。	修正要望	不採用	詳細については、受託後又は機構が求めるタイミングで指示をいたします。
6	調達仕様書（案）本文	8	4.1	(8)	(8) 機構が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。	受託事業者がセキュリティ監査をうけるという認識でよろしいでしょうか。 上記の認識の通りの場合、監査者、監査内容、受託事業者に求められる内容など、具体的にお示しいただきますよう、、お願いいたします。	作業内容を明確にするため。	要確認	—	ご認識のとおりです。 詳細については、受託後又は機構が求めるタイミングで指示をいたします。
7	調達仕様書（案）本文	9	4.4	－	表4.4情報セキュリティ対策一覧 No.1 不正利用・不正アクセス対策 ・ログ管理ソフトウェアをサーバ及ネットワーク機器に導入し、不正利用や不正アクセスの有無についてログを取得・分析し、毎月報告すること。	ログ管理ソフトウェアを導入するサーバ、ネットワーク機器は、本調達範囲の機器という認識でよろしいでしょうか。	記載内容の確認のため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
8	調達仕様書（案）本文	9	4.4	－	表4.4情報セキュリティ対策一覧 No.6 人的対策 ・本調達に関係ない作業を行わないこと。	機構から借用する作業場において、本調達に関係ない作業を行うことを禁止するものであり、要員の他プロジェクトとの兼務を禁じるものではないとの認識でよろしいでしょうか。 要員の兼務を禁止し、専任の要員だけで構成した体制にて作業を行うことは、応札金額の高騰を招くことになると考えております。	記載内容の確認のため。	要確認	—	ご認識のとおりです。 ただし、兼務であっても、本来の作業目的外の作業を主作業として行うことはお止めください。
9	調達仕様書（案）本文	10	4.5	－	受託事業者は、以下のような情報セキュリティの侵害が生じ、又はその恐れがあると認められた場合には、直ちに機構へ報告を行い、指示を仰ぐこと。	「その恐れがあると認められた場合には、直ちに機構へ報告を行い、指示を仰ぐこと。」とありますが、監視自体は、運用事業者の役務であり、保守作業などをとおして、気が付いた場合という認識でよろしいでしょうか。	記載内容の確認のため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
10	調達仕様書（案）本文	10	4.5	(6)	(6) 本調達における対象システムから不適切なウェブサイトへのアクセスが認められた場合	業務系システムでは、ウェブサイトへのアクセスはできないよう、分離されている認識です。 技術的にウェブサイトへのアクセスができないようになっていれば、対策として問題ありませんでしょうか。	記載内容の確認のため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
11	調達仕様書（案）本文	20	6.3	－	表6.3中退共電算システムの機能要件 No.51　中退共電算システムからの印刷要求を受付け、印刷データをスプール（一時保管）しつつ、管理するプリンタを使用し、順次印刷を実行する。	「表6.3中退共電算システムの機能要件」の中に「帳票のPDF化機能」を提供するソフトウェアが含まれていないため、当該サーバに下記ソフトウェアを導入することをご提案いたします。 ・プリンタ管理ソフトウェア（帳票PDF化用）	提供機能を明確にするため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
12	調達仕様書（案）本文	24	6.6	－	表6.6納入端末等一覧	プリント管理サーバ用端末、中退共開発端末、中退共OCR用端末については、中退共業務系端末を流用とあります。 上記機器の障害発生時は、ハードウェアやOSに問題がある場合、端末事業者が保守を行い、ミドルウェア、ソフトウェアに問題がある場合、受託事業者が対応することになると考えます。 責任分界点が不明確になるため、当該端末についても、本調達内でご準備いただくことをご提案いたします。	作業分担を明確にするため。	修正要望	採用	端末は端末事業者、ミドルウェア・ソフトウェアについては本調達受託事業者となるため、責任分界点は不明確にはならないと考えます。 ただし、端末の保守期間と本調達の保守期間が同一ではないため、本調達の範囲として仕様書を修正いたします。

『業務系センタハードウェア更改及び保守業務』調達仕様書（案）に対するご意見または修正案について

令和2年9月10日

独立行政法人　勤労者退職金共済機構　システム管理部　システム運用課

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書（案）の記載内容（概要でも構いません）	意見、修正案、質問等	意見等の提出理由	意見の種類	採用の可否	機構回答
	該当物	ページ	章	項番						
13	調達仕様書（案）本文	33	7.2	(1)(イ)	表7.2-2 ターンアラウンドタイム ・KHFM処理：通常1時間 繁忙2時間 ・掛金請求処理：3時間程度 ・掛金収納処理：5時間程度 ・統計処理：5時間程度 ・試算票・納付状況表作成 ：8時間程度 ・仮決算：6時間程度 ・本決算：4時間程度	現行システムでは、記載のターンアラウンドタイムは全て満たされているという認識で問題ないでしょうか。	指標値明確化のため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
14	調達仕様書（案）本文	38	8.4	(1)①(エ)	主要業務については、現新一致テストを実施し、現行システムと一致していることを確認すること。	現新一致テストの対象となる「主要業務」は「表7.2-2 中退共電算システム　ターンアラウンドタイム」に記載された業務という認識でよろしいでしょうか。 異なる場合、業務名をご教示願います。	テスト対象明確化のため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
15	調達仕様書（案）本文	39	8.4	(1)①(ケ)	業務処理が通常期である1日を想定したシナリオを作成し、帳票印字テストを行うこと。	通常期である一日を想定したシナリオについて、応札業者間及び貴機構にて認識の齟齬がないよう、お示しいただきますよう、お願いいたします。	テスト対象明確化のため。	修正要望	不採用	詳細は受託後にお示しいたします。
16	調達仕様書（案）本文	39	8.4	(1)①(ケ)	業務処理が通常期である1日を想定したシナリオを作成し、帳票印字テストを行うこと。	「帳票印字テスト」と記載されておりますが、印字テストに限らず、主要帳票および処理結果データの現新比較を実施することをご提案します。	確認観点明確化のため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
17	調達仕様書（案）本文	49	12.1	－	表12.1 サービスレベル評価項目と要求水準 項番4　作業誤り回数 受託事業者に起因するシステムの停止・復元、再処理が必要となる作業誤り・誤操作を行った回数 年3回以内	再処理の結果、貴機構の業務に影響がなかった場合は、回数に入らない認識でよろしいでしょうか。	サービスレベルを明確にするため。	要確認	—	ご認識のとおりです。 ただし、機構業務に影響がない再処理であっても総件数として記載し、その内、評価に係る作業誤り回数については年3回以内として報告いただきます。
18	調達仕様書（案）本文	49	12.1	－	表12.1 サービスレベル評価項目と要求水準 項番8　復旧確認時間 機構から受託事業者に対し復旧後の動作確認作業の依頼を行った時刻から、受託事業者が標準動作確認を実施し、システムが復旧したことを確認できるまでに要した時間をいう。 1時間以内	一般的に、標準動作確認は、システム修正変更後の最後の確認であり、システム修正を行った業者によらず、貴機構もしくは、運用事業者様にて実施いただくことがよろしいかと考えます。 特に、標準動作確認によって、貴機構の端末を使用する場合や、個人情報に触れる場合においては、運用作業を専門に実施される事業者様に委託されることが、安全であると考えております。 本記載の削除のご検討をお願い致します。	サービスレベルを明確にするため。	修正要望		ご指摘の通り、標準動作確認は機構及び運用事業者の作業範囲といたしますが、下記のとおり記載内容を修正いたします。 機構から受託事業者に対し復旧後の動作確認作業の依頼を行った時刻から、受託事業者が機構及び運用事業者に標準動作確認を依頼し、標準動作確認にて問題がない旨報告を受け、システムが復旧したことを確認できるまでに要した時間をいう。
19	調達仕様書（案）本文	49	12.1	－	表12.1 サービスレベル評価項目と要求水準 項番9　障害原因特定率 運用事業者が行った障害一時切り分け作業後、受託事業者により障害原因が特定できた件数の割合。 90%以上	受託事業者の行う詳細な障害調査においては、情報システムの特性上、受託事業者において、必要な調査・対応を行ったとしても、原因が不明なまま解決することや、再現がしないことが考えられます。 受託事業者において、製品製造元においても原因が特定できない場合や、原因が不明なまま解決した場合、再現性が認められない場合は、対象外という認識でよろしいでしょうか。		要確認	—	ご認識のとおりです。 ただし、再現性が認められない事象であっても件数としては報告していただきます。
20	調達仕様書（案）本文	49	12.1	－	表12.1 サービスレベル評価項目と要求水準 項番6　障害対策開始時間 障害発生時、機構の指示又はマニュアルに基づく暫定対策に取り掛かるまでに要した時間。 ただし、サイバー攻撃等によるセキュリティインシデントを検知（障害発報メールを含む）又は対応の要請を受けた場合は、受託事業者は速やかに対応可能な要員を2時間以内に派遣し、暫定対策に取り掛かること。	機構からの指示の対象機器は、本調達機器であり、他事業者にて導入した機器については、当該システムの保守事業者にて対応いただくという認識でよろしいでしょうか。	サービスレベルを明確にするため。	要確認	—	ご認識のとおりです。
21	調達仕様書（案）本文	52	13.3	(2)	テストについては、単体テストまでは受託事業者の用意する作業場所で実施するが、結合テスト以降の各テストについては、ニッセイ池袋ビルの機構業務エリアにて行うものとする。	第8章8.1の(4)に「可能な限りキッティングセンタで動作確認を実施し、機構への移設後は動作確認項目を最小限にすること。」と記載されておりますが、テストにつきましても、結合テスト以降もキッティングセンタでのテストを実施してもよろしいでしょうか。	作業場所明確化のため。	要確認	—	ご認識のとおりです。 ただし、キッティングセンタにて実施するテストについては事前に機構と協議の上決定することとします。
22	調達仕様書（案）本文	57	14		契約要件	構築期間が1年と長いプロジェクトになると考えられますが、例えば構築の工程ごと、機器の搬入ごとといったタイミングにて対象作業に対する検収およびお支払いのご対応は可能でしょうか。	契約の前提を明確にするため。	要確認	—	詳細については、受託後に会計部門と協議といたします。
23	調達仕様書（案）本文	57	14		契約形態	世界的に影響が出ているコロナウィルス（COVID-19）の影響により、部品供給不足に伴うサーバ等機器の納期遅延、または作業者が感染し構築作業の進捗が遅れるといったリスクが想定されます。万一このような事態に至り、本調達の納期に影響がでることが見込まれる場合には納期および費用について貴機構と協議とさせていただくことは可能でしょうか。	コロナの影響が発生した場合の対処につての確認。	要確認	—	コロナウィルス（COVID-19）に関わらず、感染症によるパンデミックに起因し、納期・費用面に影響が出てしまうことが判明した時点で、機構には報告していただき、協議することといたします。 ただし、ハード費用については、機器変更とならない限りは調達範囲内とさせていただきます。納期延長に伴う人件費につきましては、機構と事前の協議が必須となります。 これらに係る協議全般において、機構が承認しない限りは、支払いには一切応じませんのでご留意ください。
24	別紙3	1	－	29,30	中退共開発端末 ：本受託事業者が調達 中退共電算システムOCR端末 ：本受託事業者が調達	調達仕様書本文6.6章にて中退共開発端末、中退共OCR用端末は「中退共業務系端末を流用」と記載されており、本受託事業者は調達しない認識でおりますが、別紙3記載の調達区分は誤りで間違いないでしょうか。	機器調達対象明確化のため。	要確認	—	No.12での回答と同じく、端末の保守期間と、本調達の保守期間に差異が生じますので、流用するとしていた「中退共開発端末」、「中退共OCR端末」は本調達にて用意することといたします。
25	別紙3	－	－	－	項番71 業務系スイッチ（財形部用）	別紙7では業務系スイッチは14台となっておりますが、業務系スイッチ（財形部用）は14台の内数となりますでしょうか。	台数を明確にするため。	要確認	—	ご認識のとおりです。

『業務系センタハードウェア更改及び保守業務』調達仕様書（案）に対するご意見または修正案について

令和2年9月10日

独立行政法人　勤労者退職金共済機構　システム管理部　システム運用課

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書（案）の記載内容（概要でも構いません）	意見、修正案、質問等	意見等の提出理由	意見の種類	採用の可否	機構回答
	該当物	ページ	章	項番						
26	別紙5	－	－	1	業務系共通基盤仮想サーバ	以下の機器にWindowsCALが必要と考えます。記載の変更をご検討お願いします。 ・運用・ネットワーク管理サーバ ・バックアップサーバ（Windows） ・ソフトウェア配布サーバ ・ファイルサーバ兼WSUSサーバ ・ドメイン認証サーバ① ・ドメイン認証サーバ② ・ストレージ管理サーバ ・稼働監視端末 ・中退共プリント管理サーバ ・開発資産管理サーバ（Windows） ※プリント管理サーバ用端末、中退共開発端末、中退共OCR用端末についても、必要に応じWindowsCALを購入ください。	WindowsCALはサーバへのアクセスのために必要なため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
27	別紙5	－	－	1	中退共データベースサーバ	他のUNIXサーバと同様に、UPS制御ソフトウェアが必要と考えます。 UPS制御ソフトウェアの追記をお願いします。	中退共データベースサーバにもUPS制御ソフトは必要なため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
28	別紙7	1	1	(1)	（※4）現行LTOライブラリだが、次期はRDX等で提案すること。	バックアップ台数や取得する容量・転送速度を考慮するとRDXでの提案は難しいかと思われるため、記載の削除をお願いいたします。（システムバック用ではなく、データバック用を想定しております。）	見積を明確にするため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
29	別紙7	12	3	7	障害時にインタフェースのバイパス機能を有すること	バイパス機能は、構成するネットワークの設計によっては利用できない場合があります。また、安易に使用することでセキュリティが低下することが懸念されるため、左記記載を削除することをご提案します。	適切なネットワーク構成とするため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
30	別紙7	18	3	(2)(サ)	中退共電算システムOCR端末 項番6 ハードウェア要件 　:DVD-RAM装置を搭載させること 備考：外付けDVDにて対応	備考に記載されております「外付けDVDドライブ」は別紙3の1.ハードウェア調達区分に記載されていないため、調達範囲内である場合は追記をお願いします。	機器調達対象明確化のため。	修正要望	採用	仕様書記載の「備考：外付けDVDにて対応」は、中退共予備機の流用を想定した記載内容ですので、No.12及びNo.24の回答の通り本調達の対象機器といたしますので「DVD-RAM装置を搭載させること」といたします。
31	別紙8	1	1	1	ソフトウェア構成に関する要件を以降に示す。	例えば、仮想化することによって導入できないソフトウェアを物理サーバに導入するなど、各サーバへの適切なソフトウェアの配置は、設計によって変化するため、以下のように修正することをご提案いたします。 「ソフトウェア構成に関する要件を以降に示す。なお、各ソフトウェア製品のサーバへの配置については、受託者にて適切に検討し提案すること。」	適切なソフトウェア構成とするため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
32	別紙8	1	1	1	表1　全サーバ共通要件 ソフトウェア詳細 「ただし、仮想基盤上のゲストOSについては、ゲストOSにて制御可能な場合、導入不要である。仮想化基盤上のゲストOSについてはホストOS側で制御可能なため導入しないこと。」	ホストOSにUPS制御ソフトウェアのアプライアンスを導入し、ゲストOSを制御することを想定されている場合、 以下のように修正することをご提案いたします。 「ただし、仮想基盤上のゲストOSについては、ホストOSにて制御可能な場合、導入不要である。」	導入する製品に求められる要件を明確にするため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
33	別紙8	17	(2)（オ）	6	表16 中退共開発サーバ ソフトウェア詳細 「・サーバへのSSH接続が可能なこと」	「通信ソフトウェア（サーバ）」に必要な要件は、以下と考えます。記載の変更をご検討をお願いします。 ・クライアントからのSSH接続が可能なこと）	導入するソフトウェアの要件を明確にするため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
34	別紙8	10	(1)(ク)	10	情報漏えい対策ソフトウェア ・暗号化アルゴリズムはRSA2048ビット、AES256ビット（128ビット）を使用すること。	ファイルサーバ兼WSUSサーバなど、その他の機器の同製品の要件と相違があります。 その他機器の要件に合わせて、以下の通り、修正の検討をお願いします。 ・暗号化アルゴリズムはRSA2048ビット又はAES256ビット（128ビット）を使用すること	提供機能を明確にするため。	修正要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正いたします。
35	別紙8	－	－	－	－	特退共、財形システムにも共通基盤の運用管理ソフトウェアが必要と考えますので、記載をお願いします。 本紙「6.4　特退共電算システム」「6.5　財形部電算システム」のとおりソフトウェアが必要と考えますので、要件の追記をご検討お願いします。	ソフトウェア要件の確認のため。	要確認	―	特退共システム及び財形システムにおいて、共通基盤に係るため、ソフトウェアを追記いたします。

※いただいたご意見・ご要望のうち、内容が解釈の確認等であるものについては、「採用の可否」欄は「－」としております。